○総務省令第三十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項に次の一号を加える。

十　前年の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について法第三十二条第十二項及び第三百十三条第十二項の規定又は法第三十二条第十四項及び第三百十三条第十四項の規定の適用を受けようとする場合（前年分の所得税のうち租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等に係るもの及び同法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るものの全部について同法第八条の五第一項の規定又は同法第三十七条の十一の五第一項の規定の適用を受けようとする場合を除く。）には、その旨

第二条の二第一項中「次項及び第二条の三の四」を「次項」に、「次条及び第二条の三の四」を「次条及び第二条の三の四第一号」に改め、同条第二項中「受理した」を「給与所得者の扶養親族申告書又は国外扶養親族証明書類を受理した場合には、当該」に、「）及び」を「）又は当該」に、「は、法」を「を、法」に改め、同条第四項中「第二条の三の四」を「第二条の三の四第二号」に、「第二項中」を「前項中」に改める。

第二条の三の三第三項第三号中「に規定する申告書（第二条の五」を「の規定による申告書（第二条の四から第二条の五の二まで」に改める。

第二条の三の四第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

一　法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供　所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二　法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定による給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供　所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

3　法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、同項中「当該申告書」とあるのは、「法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」とする。

第二条の三の五第一項中「この条及び次条」を「第二条の三の七まで」に改め、同条第二項中「受理した」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書又は国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）を受理した場合には、当該」に、「）及び」を「次条第八項において同じ。）又は当該」に、「（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）は、」を「を、」に改める。

第二条の三の七中「第三百十七条の三の三第四項の規定による」の下に「公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の」を加え、「第二百三条の六第一項の規定による」を「第二百三条の六第五項の規定による同項に規定する」に改め、「同法第百九十八条第二項の規定による」を削る。

第二条の四を次のように改める。

（退職所得申告書の提出方法）

第二条の四　所得税法第二百三条第一項の規定により同項の規定による申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の五の三において「退職手当等の支払を受ける者」という。）が退職所得申告書を提出する場合には、同法第二百三条第一項の規定による申告書と併せて法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者（次項及び次条において「退職手当等の支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2　退職手当等の支払者が退職手当等の支払を受ける者から退職所得申告書を受理した場合には、当該退職所得申告書（法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定の適用により当該退職手当等の支払者が提供を受けた当該退職所得申告書に記載すべき事項を含む。次条第六項において同じ。）を、法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する市町村長が当該退職手当等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該退職手当等の支払者が保存するものとする。ただし、当該退職所得申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

第二条の五の見出し中「提出方法等」を「記載事項」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第三号中「当該他の退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号イ中「第七十一条の二第二項」を「第七十一条の二第四項」に改め、同号ロ中「第七十一条の二第四項第一号又は第二号」を「第七十一条の二第十二項各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等又は法第五十条の七第一項第二号及び第三百二十八条の七第一項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部がこれらの規定に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ　法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第二項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎

ロ　法第五十条の三第二項及び第三百二十八条の二第二項の規定によりその例によることとされる所得税法施行令第七十一条の二第十一項各号に掲げる場合に該当するときは、同令第三百十九条の三第二項に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎

第二条の五中第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「第一項ただし書」を「前条第二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第二条の五の二を第二条の五の三とし、第二条の五の次に次の一条を加える。

（退職所得申告書の電磁的方法による提供方法）

第二条の五の二　法第五十条の七第三項及び第三百二十八条の七第三項の規定による退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条第四項の規定による同項に規定する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

第三条の三の三第五項を同条第八項とし、同条第一項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第五十三条第四十六項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第四十六項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、特定申告を行わなければならない。

2　前項の規定により特定申告を行う内国法人は、当該特定申告の情報に第二十四条の三十九第七項第一号に規定する電子署名（当該内国法人の代表者があらかじめ地方税共同機構を通じて道府県知事に当該特定申告の提出の委任に関する届出を行つた場合には、当該委任を受けた者（当該内国法人の役員及び職員に限る。）のものを含む。以下この項において「電子署名」という。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第七項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。